

令和8年9月8日（火）

電子契約の導入に係る事業者向け説明会

電子契約

クラウド上で契約締結

電子保証

電子保証に対応

誓約書

押印を廃止

高砂市 財務部 契約管財課

ここからは「高砂市の運用」を説明します

クラウドサインの一般的な仕組み・操作説明に続いて、高砂市での運用・手順を確認します。

1

電子契約

従来の紙での契約に加え、クラウド上で締結を行う電子契約ができるようになります。

2

電子保証

契約保証・前払金保証について、電子保証にも対応します。

3

誓約書

押印を廃止し、電子メールでの提出も可能になります

10月から高砂市との契約手続きはこう変わります

電子化する部分と、従来どおり残る部分を最初に整理します。

	現在	10月1日～
契約書	紙・押印、郵送／持参	電子契約を選択可能（紙契約も継続）
契約締結	書面で相互に押印	メールから確認・同意（電子署名）
契約保証等	紙の保証証書を提出	電子保証も可能 （閲覧用URL・パスワード等を提出）
誓約書	押印して提出	押印不要（発行責任者等の記載が必須に） 電子メールでの提出も可

電子契約の対象

開始時期

令和8年10月1日以降に
契約する案件

対象所属

全所属
(市民病院を除く)

対象契約

原則、全ての契約

電子契約の対象外

- ・ 法令等の規定により書面で行うこととされている契約
- ・ その他、電子契約によることが適当でないと認められる契約

※事業者様が電子契約を希望しない場合は、従来どおり、書面により契約を締結します

事業者側で準備いただくもの

① インターネット環境



PC等により、受信メールのリンクからクラウド上の契約書を確認します。

② 電子メール



電子署名を行うメールアドレスが必要です

※極力、企業ドメインメールやプロバイダメール等を使用してください（Gmailやヤフーメール等のフリーメールは、やむを得ない場合以外は使用しないでください）

アカウント登録不要

サービス利用料 0円

ICカード不要

電子契約の流れ

事業者

高砂市

1

利用意向確認

落札決定後、市から電子契約を利用するか確認します

2

利用申請書提出

希望する場合、案件ごとに、**担当課**へ電子メールで提出

※提出先アドレスは、担当課へお問い合わせください

3

契約書をアップロード

市がクラウドサインに契約書をアップロードします

4

確認・同意

確認依頼のメールが届きます。メール内のURLから、契約事務担当者→締結権限者の順に確認・承認を行います

5

市承認 → 完了

最後に市が承認します

6

DL・保存

契約締結完了のメールが届きます。メール内のURLから締結済PDFをダウンロード・保管します

《 注意 》

「誓約書」「履行保証」は、電子契約サービスでの提出ができません（以下のとおり提出ください）

誓約書

④までにメールで**契約管財課**へ（keiyaku@city.takasago.lg.jp）
（上下水道事業管理者の契約は、**上下水道部経営総務室**（jougesuidou@city.takasago.lg.jp）

履行保証（紙）

取得後、速やかにコピーを**担当課**へ。
④までに原本を**契約管財課**へ（上下水道事業管理者の契約は、**上下水道部経営総務室**）

履行保証（電子保証）

取得後、速やかに「閲覧用URL・パスワード」を**担当課**へ提出

電子契約利用申請書 — 提出の基本

別記様式

年 月 日

高砂市長

電子契約利用申請書

下記案件の契約締結にあたり、下記の記載内容は事実と相違ないことを確認し、電子契約の利用を申請します。

1 申請者

所在地			
商号又は名称			
代表者職氏名			
電話番号			

2 案件名

--	--	--	--

3 契約事務担当者（任意）

メールアドレス			
氏名			

※契約締結権限者の前に、実務担当者が内容の確認を行う場合に記載してください。
※担当者を經由せず、契約締結権限者が署名する場合は、本欄の記入は不要です。

4 契約締結権限者（必須）

メールアドレス			
氏名		役職	

※契約締結権限者又は契約締結権限者から契約の締結を委任された者を記載してください。
※社内規定等により契約締結権限を有する方であれば、必ずしも代表者（又は受任者）である必要はありません。

5 留意事項

※本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。
※個人のプライベートなメールアドレスは設定できません。
※メールアドレスは、極力、企業ドメインメールやプロバイダメール等とし、Gmail やヤフーメール等のフリーメールは、やむを得ない場合以外は使用しないでください。

<建設工事請負契約について>
※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。
なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類
コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

提出方法等

時期

落札決定後

提出先

事業担当課（工事は工事担当課）

方法

電子メール

※提出先メールアドレスは、案件ごとに、事業担当課へお問い合わせください

様式

高砂市ホームページに掲載します

ポイント

- ・ 利用申請書は、**案件ごとに提出**が必要です！
- ・ 電子契約を希望しない場合、提出は不要です。

電子契約利用申請書 — 記入上の注意事項

別記様式

年 月 日

高砂市長

電子契約利用申請書

下記案件の契約締結にあたり、下記の記載内容は事実と相違ないことを確認し、電子契約の利用を申請します。

1 申請者

所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	
電話番号	

2 案件名

--

3 契約事務担当者（任意）

メールアドレス	
氏名	

※契約締結権限者の前に、実務担当者が内容の確認を行う場合に記載してください。
※担当者を經由せず、契約締結権限者が署名する場合は、本欄の記入は不要です。

4 契約締結権限者（必須）

メールアドレス	
氏名	役職

※契約締結権限者又は契約締結権限者から契約の締結を委任された者を記載してください。
※社内規定等により契約締結権限を有する方であれば、必ずしも代表者（又は受任者）である必要はありません。

5 留意事項

※本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。
※個人のプライベートなメールアドレスは設定できません。
※メールアドレスは、極力、企業ドメインメールやプロバイダメール等とし、Gmail やヤフーメール等のフリーメールは、やむを得ない場合以外は使用しないでください。

<建設工事請負契約について>
※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。
なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類
コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方法
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

1. 日付 原則、開札日（落札決定日）を記入してください

2. 申請者

- 入札参加資格の登録内容を記載してください（受任者を置かれている場合は、受任者の情報）

3. 案件名 案件名を記載してください（例：〇〇委託契約）

4. 契約事務担当者（任意）

- 契約締結権限者の前に、実務担当者が内容の確認を行う場合に記入してください。
- 担当者を經由せず、契約締結権限者が署名する場合は、本欄の記入は不要です。

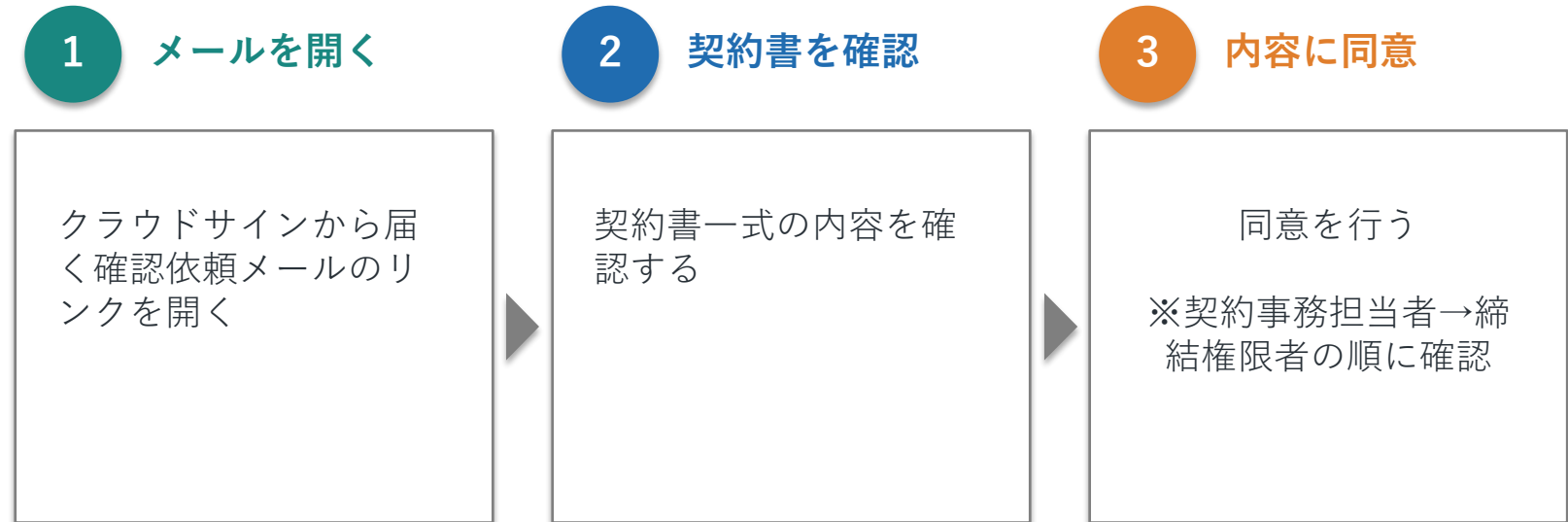
5. 契約締結権限者（必須）

- 契約締結権限者又は契約締結権限者から契約の締結を委任された者を記載してください。
- 社内規定等により契約締結権限を有する方であれば、必ずしも代表者（又は受任者）である必要はありません。

6. 留意事項

- 本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。
- 個人のプライベートなメールアドレスは設定できません。
- メールアドレスは、極力、企業ドメインメールやプロバイダメール等とし、Gmail やヤフーメール等のフリーメールは、やむを得ない場合以外は使用しないでください。

確認依頼メールが届いたら、この3点を行います



ポイント

- 契約事務担当者を設定された場合は、先に「契約締結事務担当者」に確認依頼メールが届きます。
- 契約締結事務担当者の承認後に、「契約締結権限者」に自動で確認依頼メールが送信されます。
- 細かな画面操作は、クラウドサインの資料・マニュアルをご確認ください。

クラウドサインから届くメール（2件）

承認依頼メール

高砂市契約管財課様から「テスト契約書」の確認依頼が届いています

アカウント：
 件 名： 高砂市契約管財課様から「テスト契約書」の確認依頼が届いています
 差出人： クラウドサイン <support@cloudsign.jp>
 日 時： 2026/07/14 17:20:33
 宛 先： @city.takasago.lg.jp
 ラベル：
 添 付：

送信後、10日間が過ぎると、リンクが切れますので、それまでに確認・ダウンロードをお願いします。

様

高砂市契約管財課様から「テスト契約書」の確認依頼が届きました。

以下のURLへアクセスし、書類の内容を確認してください。（有効期間は本日より10日間）
 有効期間を過ぎてしまった場合は高砂市契約管財課様に再配信を依頼してください。

https://sandbox.cloudsign.jp/document/01n5bvv8m6px25kvabfaeqz65xzz4fd?k=89e2aeae-8a51-4dc7-b7fd-84051fa593d1&utm_campaign=receive_document&utm_source=receive&utm_medium=email

※本メールは高砂市契約管財課様の依頼により、クラウドサインよりお送りしております。
 ※本メールは送信専用ですので、ご返信いただいてもお答えできません。
 ※本メールに心当たりが無い場合は、他の方がメールアドレスを誤入力してしまった可能性があります。
 ※万一このメールが誤って着信したものである場合は、全てのデータを削除・破棄してください。
 ※誤って着信したメールを、自己のために利用したり、第三者に開示することを固く禁止します。

 クラウドサイン <https://www.cloudsign.jp>

契約締結完了メール（※署名ルート上の全員に届く）

「クラウドサイン（テスト）」の合意締結が完了しました

アカウント： 契約管財課
 件 名： 「クラウドサイン（テスト）」の合意締結が完了しました
 差出人： クラウドサイン <support@cloudsign.jp>
 日 時： 2026/09/01 13:59:02
 宛 先： tact2130@city.takasago.lg.jp
 ラベル：

高砂市契約管財課様

高砂市契約管財課様が送信された書類の合意締結が完了しました。
 書類タイトル：クラウドサイン（テスト）
 書類リンク

： https://sandbox.cloudsign.jp/document/01n9cmxvepcryz8m5ahgcbh82m5d9y59/summary?utm_campaign=receive_document&utm_source=complete&utm_medium=email

本メールにはPDFファイルが添付されていません。

クラウドサインにログインして書類を確認してください。

※本メールは送信専用ですので、ご返信いただいてもお答えできません。

 クラウドサイン <https://www.cloudsign.jp>

契約日について

- 高砂市では、電子契約サービス上で署名した日に関わらず、電子契約書に記載した日を契約日として取り扱います。
- この取扱いを明確にするため、契約書に特約を追加します。

契約書に記載した日

例：10月1日

≠

実際に電子署名した日

例：10月3日

〇〇委託契約書

令和8年10月1日

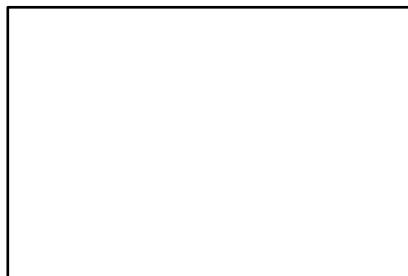
契約日

発注者 高砂市

受注者 〇〇株式会社

+

暴力団排除に関する特約



+

電子契約の取扱いに係る特約



追加

電子保証への対応（令和8年10月～）

電子保証とは

契約保証（履行保証）及び前払金保証について、従来の紙の保証書の提出に代えて、受注者と発注者双方がインターネット上の閲覧サービスを介して電磁的記録（電子証書）を確認する仕組みです。

対象保険

- ◆ 契約保証（履行保証）：西日本建設業保証(株)、各保険会社※
- ◆ 前払金保証：西日本建設業保証(株)

※一財）日本損害保険協会が提供する「保証証券等確認システム」を利用している損保会社に限る

（あいおいニッセイ同和損害保険(株)、AIG損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、損害保険ジャパン(株)、大同火災海上保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、日新火災海上保険(株)、三井住友海上火災保険(株)） ※説明会日時点

提出物・提出先等

保険会社が発行する「保証証券等確認システム閲覧用URL、閲覧用パスワード」等を業務担当課（工事は工事担当課）へ、電子メール等で提出（提出先アドレスは、各担当課へ問合せください）

※従来は、保証証書「コピー」を担当課へ、契約締結時に「原本」を契約管財課へ提出

電子保証 — 事業者が提出するもの



保証の種類	提出するもの（ 認証情報等 ）	提出先
契約保証（工事）	閲覧用URL・閲覧用パスワード または 保険契約番号・認証キー（西日本建設業保証(株)）	工事担当課
契約保証（工事以外）	閲覧用URL・閲覧用パスワード または 保険契約番号・認証キー（西日本建設業保証(株)）	事業担当課
前払金保証	保険契約番号・認証キー（西日本建設業保証(株)）、 前払金交付申請書、請求書	工事担当課

※ 提出先メールアドレスは、各案件の事業担当課又は工事担当課へお問い合わせください。

※電子メールで提出した場合は、メールの到達確認を電話でお願いします。

ポイント

電子保証書そのものをメールで送る必要はありません。 提出された「**閲覧用URL、閲覧用パスワード**」等により、市が閲覧サービスで確認します。

電子保証

詳細は・・・

後日、高砂市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。



現在のページ ホーム > 担当課から探す > 契約管財課 > 入札・契約

ページID : 232

入札・契約

入札、契約制度に関するお知らせ

入札結果

入札参加資格審査申請及び変更等

発注見通し

電子入札に係る規定・様式等（工事・コンサ

工事発注情報（最新の公告文・設計図書

ページID : 14117

契約保証及び前払金保証の電子化について(令和8年10月1日施行)

更新日：2026年09月01日

高砂市では、電子契約の導入に伴い、令和8年10月1日から契約保証及び公共工事の前払金保証について、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の取扱いを開始します。

なお、従来どおり書面の保証証書等による手続きも引き続き可能です。

1. 対象案件

市が発注する「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「物品・その他」

※上下水道事業管理者による発注も含まれます

2. 電子化の対象となる保証

保証機関	保証の種類	証書等の種類
(1) 保証事業会社（※1）	契約保証	契約保証証書
	前払金保証（中間含む）	前払金保証証書

暴力団排除の誓約書 — 押印を廃止します（令和8年10月～）

- 電子契約の導入に伴い、誓約書の押印を廃止
- 発行責任者、担当者・連絡先を記入し、契約管財課へ提出（記入必須）
- 誓約書の提出を確認後、市が電子契約の署名します

（建設工事 受注者用）

誓約書

下記1の市発注工事請負契約の締結に当たり、高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、発注者がこの誓約書の写し及び下記2(9)の情報を兵庫県高砂警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、発注者が警察署長に下記2(1)及び(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は高砂市関係組織に提供することについて同意する。

記

1 市発注工事請負契約名 _____

2 誓約事項

- (1) 受注者は、暴力団等（条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- (2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約の履行に伴い締結

年 月 日
高砂市長 様

住 所
（所在地）

氏 名
（法人名）
（職氏名）

押印は
不要

〔記入必須〕

発行責任者（職氏名）

担当者

連絡先（電話番号）

提出方法等

時期

落札決定後、電子署名までに

提出先

契約管財課（上下水道事業管理者の契約は、経営総務室）

方法

電子メール

・ 契約管財課

（keiyaku@city.takasago.lg.jp）

・ 経営総務室

（jougesuidou@city.takasago.lg.jp）

様式

高砂市ホームページに掲載します

ポイント

誓約内容そのものは従来どおりです。変更点は「押印不要」と「発行責任者等の記載」です。

よくある質問

Q 紙で契約することはできますか？

できます。電子契約を希望しない場合は、従来どおり書面で契約します。

Q 電子契約利用申請書は一度出せばよいですか？

電子契約を希望する「案件ごと」に提出します。

Q 電子契約利用申請書に、契約事務担当者は必須ですか？

任意です。設定しない場合、契約締結権限者へ直接確認依頼が届きます。

Q 請書も電子契約になりますか？

請書は電子契約の対象外です。

Q 契約保証について、紙の保証は使えませんか？

紙の保証証書も引き続き可能です。

電子契約を希望するときのチェックリスト

- 落札決定後、市担当者へ電子契約を希望する旨を回答した
- 「電子契約利用申請書」を作成した
- 「電子契約利用申請書」を電子メールで担当課（工事は工事担当課）へ提出した
- 電子契約の確認依頼メールが届いたら契約書を確認し、内容に同意した
- 必要な「誓約書」「契約保証保険」の関係書類は別途提出した
- 契約締結完了メールが届いたら「電子契約書」PDFをダウンロードして保管した

お問い合わせ先

高砂市の運用・手続

◆財務部 契約管財課 079-443-9011

クラウドサインの操作

◆サポートチャット（平日10:00～18:00）

→個別の質問に対応する有人チャットサポートです

◆ヘルプセンター（24時間、365日）

→よくある質問と回答をまとめたインターネットページです（<https://help.cloudsign.jp/ja>）